

# 金融庁の1年

(平成12事務年度版)

平成13年7月

金融庁

## はじめに

金融庁は、平成12年7月1日、全体の中央省庁再編に先行して、金融再生委員会におかれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設立された。さらに、13年1月6日の中央省庁再編に当たり、改めて内閣府の外局として設置されるとともに、金融再生委員会の廃止に伴い、金融再生委員会が担ってきた破綻処理や資本増強等による金融安定化に向けた役割を引き継ぐこととなった。

金融庁は、金融制度の企画立案機能から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、近年コングロマリット化が進展している銀行、保険、証券等の金融分野全般を総合的に監督する立場として我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに金融の円滑化を図ることを任務としている。

現在、我が国の金融システムは、金融再生法に基づく破綻金融機関の迅速な処理や早期健全化法に基づく公的資本増強の実施等に加え、金融機関に対する厳正な検査・監督等により、不良債権の処理や金融機関の再編等も進んできていることから、一時期と比較してかなりの程度安定を取り戻した中で推移している。しかし、14年4月からのペイオフ解禁を控え、より強固な金融システムの構築が課題となっている。

こうした中で、13年4月6日に策定された「緊急経済対策」においては、金融再生と産業再生を一体として進め、我が国経済の構造改革と再生を目指す観点から、諸施策が盛り込まれたところである。こうした施策を迅速に実施することにより、金融機関が不良債権を間接処理するにとどまらず、これをできる限り最終処理し、同時に貸出先企業の不稼動部分を整理すること等により、産業の再生ひいては経済全体の活性化に繋げることが必要である。さらに、13年6月26日に決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」においては、日本経済再生の第一歩としての不良債権問題の抜本的解決や証券市場の構造改革が取り上げられたところである。

金融庁は、①安定的で活力ある金融システムの構築、②時代をリードする金融インフラの整備、③利用者保護に配慮した金融ルールの整備と適切な運用、④明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底、⑤金融行政の専門性・先見性の向上と体制の整備、⑥外国金融当局との連携強化と国際的なルール策定への積極的貢献、といった基本的な考え方に基づき金融行政を実施してきたところである。

なかでも、発足1年目に当たる平成12事務年度（12年7月～13年6月）にお

いては、この1年間の重要課題として、

- ① 金融機関の不良債権問題の解決に向けて、不良債権の最終処理に向けた施策の実施
- ② 異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業への監督上の対応と必要な法整備
- ③ 近年の社会経済環境の変化に対応した、生命保険をめぐる諸問題についての総合的な検討
- ④ より安全で効率性の高い証券決済システムの構築に向け、CPのペーパーレス化等を図るための法整備の実施
- ⑤ 公正で透明性の高い検査の実施に向け、証券会社向け検査マニュアルの策定と既存の検査マニュアルの整備・充実
- ⑥ 12年4月に都道府県から検査監督事務の移管を受けた信用組合に対する資産内容の早期把握のための集中検査の実施

等について、喫緊の課題として取り組んできたところである。

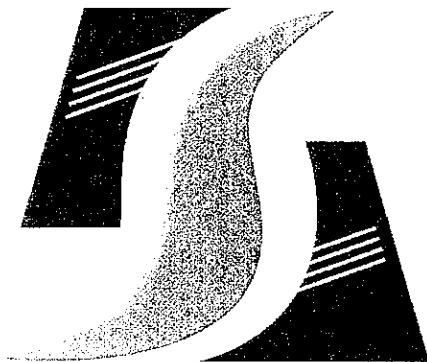
本冊子は、昨年及び一昨年に刊行された「金融監督庁の1年」を受け継ぎ、金融庁の発足一年目の取り組みについてまとめたものである。これにより、制度の企画立案・検査・監督の各般にわたる金融行政に対する国民の一層の理解が得られ、金融行政に対する信頼の増進につながれば幸いである。

平成13年7月2日

金融担当大臣

柳澤 伸夫

## 金融庁シンボルマーク



### マークの趣旨

- ① 金融庁の英文名称である、「Financial Services Agency」の頭文字であるF、S及びAを並べて図案化。
- ② 中央の「S」の部分は、円滑な金融の流れを表現し、両側からこの流れを守っているイメージ。
- ③ 色については、水色とし、円滑な金融の流れと当庁の行政の透明性を表現している。

### 本冊子の記載内容について

本冊子は、原則として金融庁発足（平成12年7月1日）から13年5月31日までの金融庁の活動について記載しており、その後の経緯等についても必要に応じて盛り込んでいる。

なお、証券取引等監視委員会については、別途その活動状況を取りまとめていることから、本冊子には記載していない。